

ID: 3003

担当部署: 産業観光課

<b>処分の概要</b>	従事者証(第9条第1項の許可に係るものに限る。)の交付(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
<b>法令名 根拠条項</b>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第9条第8項		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第88号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第8項の規定による。</p> <p>8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年3月30日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日